

燕市監委告示第 5 号

平成29年2月13日付け燕市監委告示第2号で公表した定期監査の結果において、燕市議会議長から措置を講じた旨の報告があったので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

燕市監査委員	五十嵐 昭 五
同	大久保 重 孝
同	丸 山 吉 朗

措置状況報告書

- 1 監査種別 定期監査
- 2 監査対象 議会事務局議事課
- 3 監査期間 平成28年12月8日（木）～平成29年2月9日（木）

※平成29年1月12日（木）ヒアリング実施

〔議事課〕

監査の結果（意見・指摘等）	措置（改善）内容
政務活動費については、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に対して交付されている。さらに、適正な運用と使途の透明性の確保に努めるものと規定されている。しかしながら、収支報告書の添付書類の中に一部不備がみられたので一層の透明性の確保に努められたい。	収支報告書の添付書類については、経理責任者に対し、留意事項の周知を図りました。（1月26日開催の会派代表者会議において会派代表者には周知済みです。） また、研修会を開催し、今後不備がないよう徹底し一層の透明性の確保に努めてまいります。